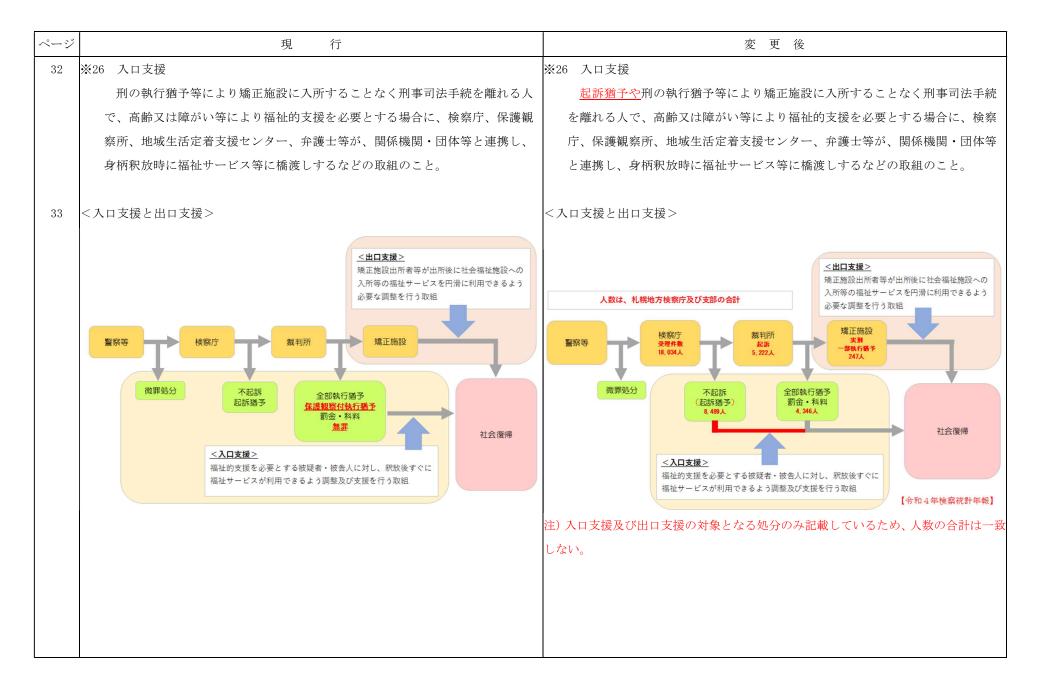
「(仮称) 札幌市再犯防止推進計画」新旧対照表

ページ	現 行	変更後		
6	(注) 札幌保護観察所は札幌地方裁判所管内を管轄しており、札幌市のほか、江別	(注) 札幌保護観察所は札幌地方裁判所管内を管轄しており、札幌市のほか、江別		
	市、千歳市、恵庭市、 <u>北広島市、石狩市、当別町、新篠津村</u> を含む。	市、 <u>岩見沢市、</u> 恵庭市、千歳市、 <u>苫小牧市、室蘭市、小樽市</u> などを含む <u>(20</u> i		
		35町6村)。		
20	(注) 札幌保護観察所管内の数値であり、札幌市のほか、江別市、千歳市、恵庭	(注) 札幌保護観察所管内の数値であり、札幌市のほか、江別市、 <mark>岩見沢市</mark> 、恵原		
20				
	市、 <u>北広島市、石狩市、当別町、新篠津村</u> を含む。	市、千歳市、 <u>苫小牧市、室蘭市、小樽市</u> などを含む <u>(20市35町 6 村)</u> 。		
20		<参考指標及び関連のある重点項目> ※令和5年12月頃に更新		
		関連のある 関連のある 対域の 対域の		
		重点項目		
		<u>検察庁等と保護観察所との連携によ</u> <u>※令和●年</u> <u>※●人</u> <u>(2)</u>		
		<u>る入口支援を実施した人の数</u>		
		(その他の参考指標については、省略)		
20-21		ㅋㅋ) ᅦᆒᆉᇋᅅᅶᅔᄱᅖᆄҾᆇᄷᇩᆒᆉᅔᄧᄱ		
の間		<u>コラム</u> 札幌市における犯罪被害者等に関する取組 市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちを実現するためには、再犯の[
^> [H]		・中氏共通の願いてある女主に女心して春らせるよらを実現するためには、丹北の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
		が必要ですが、併せて、様々な困難に直面する犯罪被害に遭われた方に対する支援。		
		<u>が必要ですが、例とで、様々な困難に固固する犯罪被害に追われた力に対する又扱。</u> 進めていくことも重要です。		
		<u>ためて、ここの単数です。</u> 札幌市では、犯罪被害に遭われた方が一日も早く、再び平穏な生活を営むことができ		
		るよう、令和2年(2020年)8月から「犯罪被害者等支援制度」を開始し、犯罪被害		
		者等が置かれる経済的困窮や精神的被害に対して、支援金の支給やさまざまな費用助成を行っています。		

ページ	現 行		変!	更後	
20-21 の間		 犯罪被害者等支援制度の概要 1 支援の対象 犯罪被害にあわれた方やそのご遺族、ご家族が「札幌市民」で、下記に該当する方 (1) 犯罪行為により亡くなられた方のご遺族 (2) 犯罪行為により重傷病を負った方とそのご家族 (3) 性犯罪を受けた方とそのご家族 2 支援内容 			
		支援金の支給 ○遺族支援金 ○重傷病支援金 ○性犯罪被害支援金	家事関連の助成 ○家事・介護費用助成 (ホームヘルプ) ○配食サービス費用助成 ○一時保育費用助成	住居関連の助成 ○転居費用助成 ○ハウスクリーニング費用 助成 ○家賃助成	精神被害等関連の助成 ○精神医療費用助成 ○カウンセリング費用助成 ○犯罪被害からの回復など に向けた行為に要した 費用の助成
28	札幌市の取組 13 協力雇用主制度の周知<新規> 協力雇用主確保の取組として、関係機関と連携して市内事業者への支援制度 <mark>や框 談窓口等</mark> の普及・啓発を実施します。	協力雇用主確保の及・啓発を実施しる	の取組として、関係機 ます。 を援情報センター(コ		ク)の周知<新規> 業者への支援制度の普 業者向けの支援につい
32	(1) 福祉的支援が必要な高齢者又は障がい者等への支援等 現状と課題を踏まえた対応方針 ・ 全国で刑務所から出所した人のうち、65歳以上の高齢者が出所後2年以内に再び 入所する割合は20.7%と他の世代に比べて高く、全体の15.1%を上回っています。 また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いこ となどが明らかになっています。	現状と課題を踏ま ・ 全国で刑務所から 入所する割合は他の	まえた対応方針 5出所した人のうち、 D世代に比べて高く、		出所後2年以内に再び 刑者については、一般

ページ	現 行	変 更 後
32	・ 国では、矯正施設出所後に社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用	・ 国では、これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景とし
	できるよう <u>にするため、全国に</u> 地域生活定着支援センター ^{※24} を設置し、福祉関係機	<u>で再犯に及ぶ人がいることを踏まえ、</u> 矯正施設出所後に社会福祉施設への入所等の
	<u>関と連携して</u> 必要な調整を行う出口支援 ^{※25} を実施してきました。	福祉サービスを円滑に利用できるよう、 <u>矯正施設、保護観察所、更生保護施設、</u> 地
		域生活定着支援センター ^{※24} 等の関係機関が必要な調整を行う <u>など、矯正施設在所</u>
		<u>中から出所後の支援につなげる</u> 出口支援 ^{※25} を実施してきました。
	・ さらに、犯罪をした高齢者又は障がいのある人等の再犯を防止するためには、矯	・ <u>また、</u> 犯罪をした高齢者又は障がいのある人等の再犯を防止するためには、矯正
	正施設を出所した人への支援だけでなく、起訴猶予者等についても必要な福祉的支	施設を出所した人への支援だけでなく、起訴猶予者等についても必要な福祉的支援
	援に結びつけることが <u>犯罪等の常習化を防ぐために</u> 重要 <u>である</u> 場合があることか	に結びつけることが重要 <mark>な</mark> 場合があることから、 <mark>勾留中の被疑者の段階から、釈放</mark>
	ら、 <mark>関係機関</mark> が連携して福祉サービスに橋渡しを行う入口支援 ^{※26} を実施してきま	後速やかに適切な福祉サービスを利用できるよう、本人の意思やニーズを踏まえつ
	した。	<u>つ、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センターなど</u> が連携して福祉サービス
		に橋渡しを行う入口支援**26を実施してきました。
		・ 入口支援に関しては、刑事司法関係機関における社会復帰支援体制の充実も図っ
		ており、検察庁に社会復帰支援を担当する検察事務官、保護観察所に福祉的支援等
		を担当する保護観察官といった職員を配置し、福祉的支援が必要な人への専門的な
		支援を集中して行っています。
	・ しかし、高齢者や知的障がい、精神障がいのある人等、福祉的ニーズを抱える人	・ しかし、福祉的支援に向けた取組は、高齢者や知的障がい、精神障がいのある人
	をより的確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわら	等、福祉的ニーズを抱える人をより的確に把握していく必要があること、福祉的支
	ず、本人が希望しないなどの理由から支援できない場合があることなどの課題があ	援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から支援できない場
	ります。	合があることなどの課題があります。
	・ こうした状況を踏まえて、札幌市においても支援を必要とする方が適切な公的サ	・ こうした状況を踏まえて、札幌市においても支援を必要とする方が適切な公的サ
	ービスを利用し、安心して暮らしていくことのできるよう取組を進めていきます。	ービスを利用し、安心して暮らしていくことのできるよう関係機関と連携しながら
		取組を進めていきます。



ページ	現 行	変更後
33		札幌市の取組
		18 福祉的支援が必要な高齢者又は障がいのある人等への福祉サービスの提供<継
		<u>続></u>
		福祉的支援を必要とする高齢又は障がいのある人に対して、矯正施設、保護観察
		所、更生保護施設、地域生活定着支援センターなどの関係機関・団体と連携を図り
		ながら、適切な保健医療・福祉サービスの提供を行います。 (以下、取組番号を繰り下げ)
		(以下、収組番号を繰り下り)
40		札幌市の取組
		29 薬物乱用防止教室の活用<継続>
		薬物事犯の青少年への広がりが強く懸念される状況にあることから、中学校及び
		高等学校において、外部講師を活用した「薬物乱用防止教室」を学校保健計画等に
		位置付け、年1回以上の実施に努めます。
		(以下、取組番号を繰り下げ)